



令和7年5月27日

【照会先】

大分労働局 労働基準部

健康安全課長 金田 博幸

課長補佐 原田 英一

電話 097-536 - 3213

報道関係者 各位

令和7年度（第98回）全国安全週間説明会を開催

強化された熱中症対策を周知します！

～ 今年のスローガンは「多様な仲間と 築く安全 未来の職場」 ～

厚生労働省では、「人命尊重」という基本理念の下、「産業界での自主的な労働災害防止活動を推進し、広く一般の安全意識の高揚と安全活動の定着を図ること」を目的に、全国安全週間を実施しています。

全国安全週間は、昭和3年に初めて実施されてから毎年実施しており、今年で98回目になります。毎年6月1日から6月30日までを準備期間、7月1日から7月7日までを本週間とし、この間、各職場で職場巡視やスローガン掲示、安全に関する講習会・見学会など、さまざまな取組を実施します。

大分労働局(局長 あきやままさき 秋山雅紀)及び管内の労働基準監督署では、県内企業の各職場において上記の取組が各職場で積極的に実施されるよう支援等を行っていきます。

また、県下の各労働基準監督署においては、全国安全週間準備期間である6月に7会場(オンラインを含む)で「全国安全週間説明会(資料1)」を開催し、「令和7年度全国安全週間実施要綱(資料2)」、「第14次労働災害防止計画」、「6月1日から施行される熱中症対策に係る労働安全衛生規則の改正内容(資料3)」及び「STOP! 熱中症クールワークキャンペーン(資料4)」等の周知を行います。

参考 熱中症対策に係る労働安全衛生規則の改正等について(資料3)

○改正の趣旨

全国の職場における熱中症による労働災害は、近年の気候変動の影響から、夏期において気温の高い日が続く中、ここ数年は増加傾向にあり、令和6年における休業4日以上¹の死傷災害は、1,195人と調査開始以来最多となっている。特に、死亡災害については、3年連続で30人以上となっており、労働災害による死亡者数全体の約4%を占める状況にあるなど、その対策が重要となっている。

熱中症による死亡災害の原因の多くは、初期症状の放置、対応の遅れによることから、熱中症の重症化を防止し、死亡災害に至らせないよう、熱中症による健康障害の疑いがある者の早期発見や重篤化を防ぐために事業者が講ずべき措置等について、新たな規定を設けるものである。

○改正の概要

1 事業者が熱中症による健康障害を防止するために講ずるべき体制整備と関係作業員への周知

事業者は、熱中症を生ずるおそれのある作業（＊）を行うときは、あらかじめ、当該作業に従事する者が熱中症の自覚症状を有する場合又は当該作業に従事する者が当該作業に従事する他の者に熱中症が生じた疑いがあることを発見した場合にその旨を報告させる体制を整備し、当該作業に従事する者に対し、当該体制を周知させなければならないこととしたこと。

2 事業者が熱中症による健康障害を防止するために講ずるべき措置の実施手順の作成と関係作業員への周知

事業者は、熱中症を生ずるおそれのある作業（＊）を行うときは、あらかじめ、作業場ごとに、当該作業からの離脱、身体冷却、必要に応じての医師の診察又は処置を受けさせることその他熱中症の症状の悪化を防止するために必要な措置の内容及びその実施に関する手順を定め、当該作業に従事する者に対し、当該措置の内容及びその手順を周知させなければならないこととしたこと。

＊「熱中症を生ずるおそれのある作業」とは、暑さ指数（WBGT）が28度以上又は気温が31度以上の環境下で、継続して1時間以上又は1日当たり4時間を超えて行われることが見込まれる作業をいうこと。

○大分県における熱中症の発生状況（資料5）

令和6年は職場における熱中症で180人の労働者が治療を受けました。そのうち、休業4日以上死傷者数が17人（対前年比+4人）で、さらにそのうち1人が亡くなっています。なお、死亡災害は3年続けて発生し、死傷者数の17人は集計を始めた平成25年以降で最多となっています。

過去3年間の熱中症発生状況（不休を含む。）を見ると、10代から20代の労働者が全体の約3割を占めています。また、業種別では、建設業と製造業で全体の約6割を占めています。

○添付資料

資料1 全国安全週間説明会を開催します

資料2 第98回 全国安全週間実施要綱

資料3 職場における熱中症対策の強化について（リーフレット）

資料4 STOP！熱中症クールワークキャンペーン（リーフレット）

資料5 大分県の職場における熱中症発生状況

全国安全週間説明会を開催します

98回目となる全国安全週間（7月1日～7日）を迎えるに当たり、県内の各監督署と労働基準協会各支部は、準備期間中の6月に、下記のとおり説明会を開催します。

各説明会では、全国安全週間実施要綱に加え、6月1日に施行が予定されている職場の熱中症対策の強化に係る改正労働安全衛生規則などについて説明します。

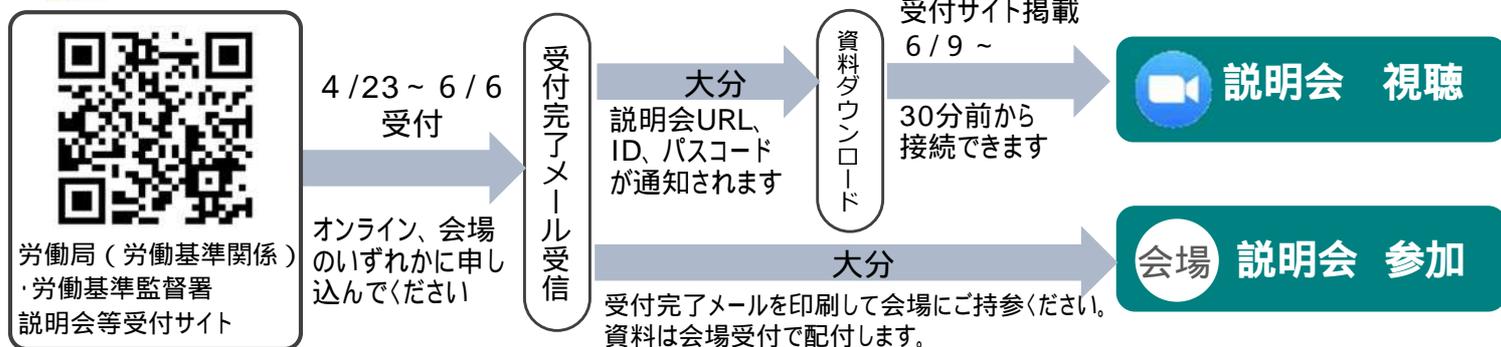
事業主又は安全担当者の皆様におかれましては、管轄監督署の説明会開催方法を確認の上、参加いただきますようお願いいたします。



説明会の開催日時

監督署・協会支部	No	月日(曜)	時間	場所又は開催方法	申込	対象地域
大分		6月11日(水)	14時～15時30分	オンライン 定員500名	受付サイトから申込要 6月6日〆切	大分市、別府市、杵築市、由布市、国東市、日出町、姫島村
		6月12日(木)	14時～15時30分	ビーコンプラザ 中会議室 定員は申込先着200名		
佐伯		6月11日(水)	14時～16時	津久見市民会館	不要	佐伯市、臼杵市、津久見市
		6月12日(木)	14時～16時	弥生地域コミュニティセンター (旧佐伯市弥生地区公民館)		
豊後大野		6月11日(水)	14時～16時	エイトピアおおの小ホール	不要	竹田市、豊後大野市
中津		6月12日(木)	10時30分～12時 対象 製造業・運輸交通業	宇佐文化会館 小ホール	不要	中津市、豊後高田市、宇佐市
			13時30分～15時 対象 上記以外の業種			
日田		6月19日(木)	14時～16時	日田市民文化会館 大ホール	不要	日田市、玖珠町、九重町

受付サイトを利用する説明会（大分）の当日までの流れ



オンライン説明会 は、Web会議サービスZoom（ズーム）を使用します。Zoomの視聴にはインターネット環境が必要です。視聴に使用する端末にZoomアプリをインストールすることをお勧めします。大分署開催の説明会は「オンライン」又は「会場」のいずれかを選択して参加してください。どちらも受付サイトからの申込みが必要です。なお、6月12日開催「会場」の定員は申込先着200名です。

その他の会場説明会（ ）の留意事項

事前の申込みは不要です。当日は5月中旬に各監督署から送付される案内文を会場にご持参ください。資料は、会場受付で案内文と引き換えに配付します。



第98回

全国安全週間

資料2

令和7年7月1日～7日 準備期間6/1～30

スローガン：多様な仲間と 築く安全 未来の職場

全国安全週間は、昭和3年に初めて実施されて以来、一度も中断することなく続けられ、今年で98回目を迎えます。それぞれの事業場における労使が協調した労働災害防止対策の展開によって、大分県の労働災害は長期的には減少しているものの、近年の増加傾向に歯止めがかからない状況となっています。

労働災害を少しでも減らし、労働者一人一人が安全に働くことができる職場環境を築くため、第14次労働災害防止計画（計画期間：令和5年度～9年度）に基づく施策の着実な推進について、引き続き労使一丸となった取組をお願いいたします。

準備期間中及び全国安全週間に実施する事項

- ① 安全大会等での経営トップによる安全への所信表明を通じた関係者の意思の統一及び安全意識の高揚
- ② 安全パトロールによる職場の総点検の実施
安全旗の掲揚、標語の掲示、講演会等の開催、安全関係資料の配布等の他、ホームページ等を通じた自社の安全活動等の社会への発信
労働者の家族への職場の安全に関する文書の送付、職場見学等の実施による家族への協力の呼びかけ
緊急時の措置に係る必要な訓練の実施
「安全の日」の設定の他、準備期間及び全国安全週間にふさわしい行事の実施

継続的に実施する事項

- ① 安全衛生活動の推進
ア 安全衛生管理体制の確立
・ 年間を通じた安全衛生計画の策定、安全衛生規程及び安全作業マニュアルの整備・経営トップによる統括管理、安全管理者等の選任・安全衛生委員会の設置及び労働者の参画を通じた活動の活性化
・ 労働安全衛生マネジメントシステムの導入等によるPDCAサイクルの確立
イ 安全衛生教育計画の樹立と効果的な安全衛生教育の実施等
・ 経営トップから第一線の現場労働者までの階層別の安全衛生教育の実施、特に、雇入れ時教育の徹底及び未熟練労働者に対する教育の実施
・ 就業制限業務、作業主任者を選任すべき業務での有資格者の充足
・ 災害事例、安全作業マニュアルを活用した教育内容の充実
・ 労働者の安全作業マニュアルの遵守状況の確認

ウ 自主的な安全衛生活動の促進

- ・ 発生した労働災害の分析及び再発防止対策の徹底
- ・ 職場巡視、4S活動（整理、整頓、清掃、清潔）、KY（危険予知）活動、ヒヤリ・ハット事例の共有等の日常的な安全活動の充実・活性化

エ リスクアセスメントの実施

- ・ リスクアセスメントによる機械設備等の安全化、作業方法の改善
- ・ SDS（安全データシート）等により把握した危険有害性情報に基づく化学物質のリスクアセスメント及びその結果に基づく措置の推進

オ その他の取組

- ・ 安全に係る知識や労働災害防止のノウハウの着実な継承
- ・ 外部の専門機関、労働安全コンサルタントを活用した安全衛生水準の向上
- ・ 「テレワークの適切な導入及び実施の推進のためのガイドライン」に基づく、安全衛生に配慮したテレワークの実施

② 業種の特性に応じた労働災害防止対策

ア 小売業、社会福祉施設、飲食店等の第三次産業における労働災害防止対策

- ・ 全社的な労働災害の発生状況の把握、分析
- ・ 経営トップが先頭に立つて行う安全衛生方針の作成、周知
- ・ 職場巡視、4S活動（整理、整頓、清掃、清潔）、KY（危険予知）活動、ヒヤリ・ハット事例の共有等の日常的な安全活動の充実
- ・ 安全衛生担当者の配置、安全意識の啓発
- ・ パート・アルバイトの労働者への安全衛生教育の徹底

イ 陸上貨物運送事業における労働災害防止対策

- ・ 荷台等からの墜落・転落防止対策、保護帽の着用
- ・ 荷主等の管理施設におけるプラットフォームの整備、床の凹凸の解消、照度の確保、混雑の緩和等、荷役作業の安全ガイドラインに基づく措置の推進

- ・ 積み卸しに配慮した積付け等による荷崩れ防止対策の実施
- ・ 歩行者立入禁止エリアの設定等によるフォークリフト使用時の労働災害防止対策の実施
- ・ トラックの逸走防止措置の実施
- ・ トラック後退時の後方確認、立入制限の実施

ウ 建設業における労働災害防止対策

(ア) 一般的事項

- ・ 「木造家屋等低層住宅建築工事墜落防止標準マニュアル」に基づく足場、屋根・屋上等の端・開口部、はしご・脚立等からの墜落・転落防止対策の実施、フルハーネス型墜落制止用器具の適切な使用
- ・ 足場の点検の確実な実施、本足場の原則使用、改正「手すり先行工法等に関するガイドライン」に基づく手すり先行工法の積極的な採用
- ・ 職長、安全衛生責任者等に対する安全衛生教育の実施
- ・ 元方事業者による統括安全衛生管理、関係請負人に対する指導の実施
- ・ 建設工事の請負契約における適切な安全衛生経費の確保
- ・ 輻輳工事における適正な施工計画、作業計画の作成及びこれらに基づく工事の安全な実施
- ・ 一定の工事エリア内で複数の工事が近接・密集して実施される場合、発注者及び近接工事の元方事業者による工事エリア別協議組織の設置

(イ) 改正「山岳トンネル工事の切羽における肌落ち災害防止対策に係るガイドライン」に基づく対策の実施

(ウ) 令和6年能登半島地震の復旧、復興工事におけるがれき処理作業の安全確保、土砂崩壊災害、建設機械災害、墜落・転落災害の防止等、自然災害からの復旧・復興工事における労働災害防止対策の実施

エ 製造業における労働災害防止対策

- ・ 機械の危険部分への覆いの設置等によるはさまれ・巻き込まれ等防止対策の実施
- ・ 機能安全を活用した機械設備安全対策の推進
- ・ 作業停止権限等の十分な権限を安全担当者に付与する等の安全管理の実施
- ・ 高経年施設・設備の計画的な更新、優先順位を付けた点検・補修等の実施
- ・ 製造業安全対策官民協議会で開発された、多くの事業場で適応できる「リスクアセスメントの共通化手法」の活用等による、自主的なリスクアセスメントの実施
- ・ 機械等製造者による、機械等を使用する事業者への、リスクアセスメント実施に資する残留リスク情報の提供

オ 林業の労働災害防止対策

- ・ チェーンソーを用いた伐木及び造材作業における保護具、保護衣等の着用並びに適切な作業方法の実施
 - ・ 木材伐出機械等を使用する作業における安全の確保
- ### 業種横断的な労働災害防止対策

ア 労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策

- ・ 作業通路における段差等の解消、通路等の凍結防止措置の推進
- ・ 照度の確保、手すりや滑り止めの設置
- ・ 「転倒等リスク評価セルフチェック票」を活用した転倒リスクの可視化
- ・ 運動プログラムの導入及び労働者のスポーツの習慣化の推進
- ・ 中高年齢女性を対象とした骨粗しょう症健診の受診勧奨
- ・ 「職場における腰痛予防対策指針」に基づく措置の実施

イ 高齢労働者、外国人労働者等に対する労働災害防止対策

- ・ 「高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン（エイジフレンドリーガイドライン）」に基づく措置の実施
- ・ 母国語教材や視聴覚教材の活用等、外国人労働者に理解できる方法による安全衛生教育の実施
- ・ 派遣労働者、関係請負人を含めた安全管理の徹底や安全活動の活性化

ウ 交通労働災害防止対策

- ・ 適正な労働時間管理、走行計画の作成等の走行管理の実施
- ・ 飲酒による運転への影響や睡眠時間の確保等に関する安全衛生教育の実施
- ・ 災害事例、交通安全情報マップ等を活用した交通安全意識の啓発
- ・ 飲酒、疲労、疾病、睡眠、体調不良の有無等を確認する乗務開始前の点呼の実施

エ 熱中症予防対策（STOP！熱中症クールワークキャンペーン）

- ・ 熱中症のおそれのある作業者を早期に発見するための連絡整備等を内容とする改正労働安全衛生規則に基づく措置義務の徹底
- ・ 暑さ指数（WBGT）の把握とその値に応じた熱中症予防対策の実施
- ・ 熱中症の発症に影響を及ぼすおそれのある疾病を有する者に対して医師等の意見を踏まえた配慮

オ 業務請負等他者に作業を行わせる場合の対策

- ・ 請負人等が労働者と同じ場所で就業する場合における安全衛生の確保に必要な措置の実施
- ・ 安全衛生経費の確保等、請負人等が安全で衛生的な作業を遂行するための配慮
- ・ その他請負人等が上記 アから エに掲げる事項を円滑に実施するための配慮

令和7年6月1日に
改正労働安全衛生規則が
施行されます

職場における 熱中症対策の強化について



熱中症による死亡災害の多発を踏まえた対策の強化について

職場における 熱中症による死亡災害の傾向

- ・死亡災害が2年連続で30人レベル。
- ・熱中症は死亡災害に至る割合が、他の災害の約5～6倍。
- ・死亡者の約7割は屋外作業であるため、気候変動の影響により更なる増加の懸念。

ほとんどが
「初期症状の放置・対応の遅れ」

早急に求められる対策

「職場における熱中症予防基本対策要綱」や「STOP! 熱中症クールワークキャンペーン実施要綱」で実施を求めている事項、現場で効果を上げている対策を参考に、

現場において

**死亡に至らせない
(重篤化させない)ための
適切な対策の実施が必要。**

基本的な考え方



現場における対応

熱中症のおそれがある労働者を早期に見つけ、その状況に応じ、迅速かつ適切に対処することにより、熱中症の重篤化を防止するため、以下の「体制整備」、「手順作成」、「関係者への周知」が事業者には義務付けられます。

1 「熱中症の自覚症状がある作業員」や「熱中症のおそれがある作業員を見つけた者」がその旨を報告するための体制整備及び関係作業員への周知。

※報告を受けるだけでなく、職場巡視やパディ制の採用、ウェアラブルデバイス等の活用や双方向での定期連絡などにより、熱中症の症状がある作業員を積極的に把握するように努めましょう。

2 熱中症のおそれがある労働者を把握した場合に迅速かつ確かな判断が可能となるよう、

- ① 事業場における緊急連絡網、緊急搬送先の連絡先及び所在地等
- ② 作業離脱、身体冷却、医療機関への搬送等熱中症による重篤化を防止するために必要な措置の実施手順(フロー図①②を参考例として)の作成及び関係作業員への周知

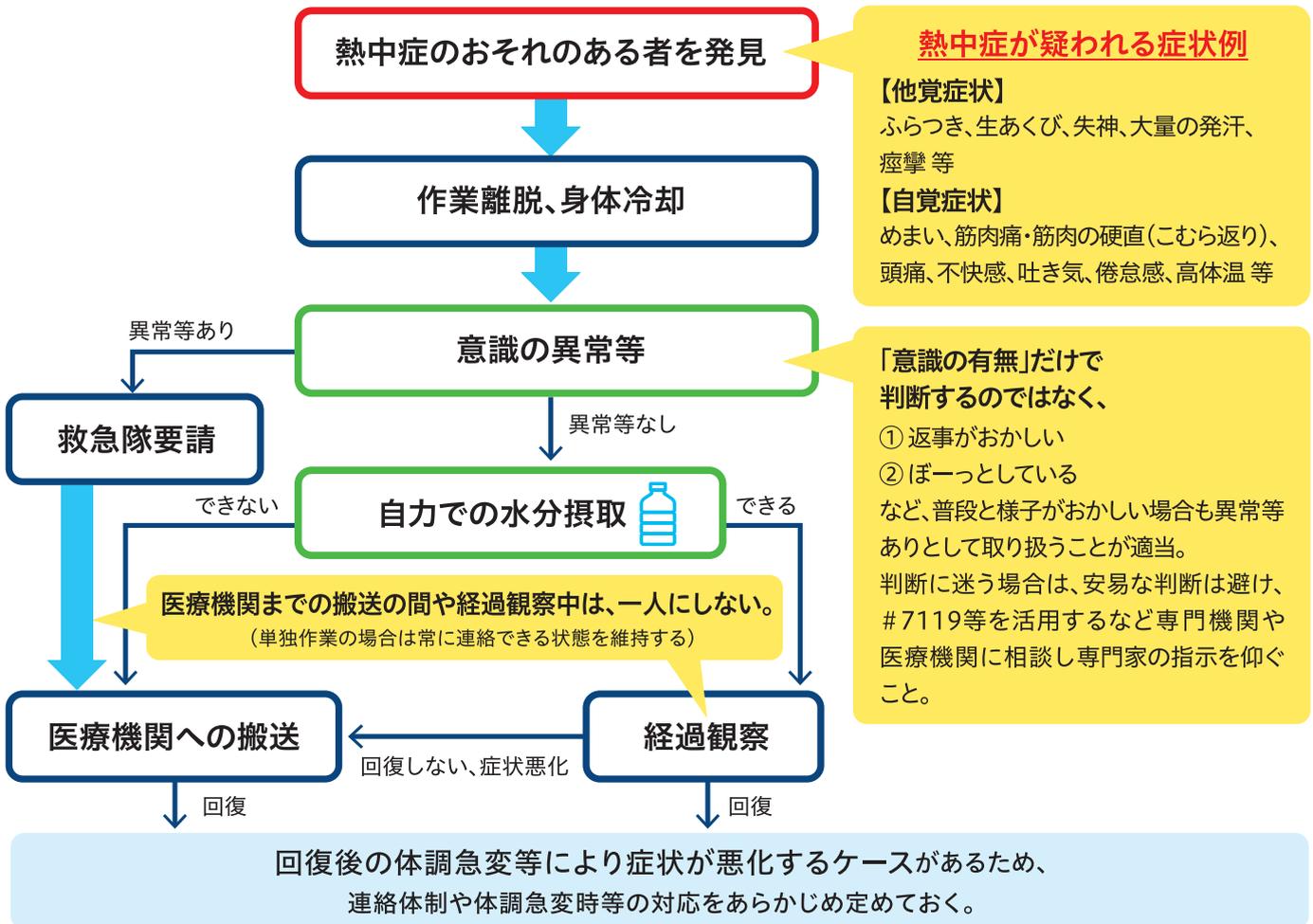
対象となるのは

**「WBGT28度以上又は気温31度以上の環境下で
連続1時間以上又は1日4時間を超えて実施」が見込まれる作業**

※作業強度や着衣の状況等によっては、上記の作業に該当しない場合であっても熱中症のリスクが高まるため、上記に準じた対応を推奨する。
※なお、同一の作業場において、労働者以外の熱中症のおそれのある作業に従事する者についても、上記対応を講ずることとする。

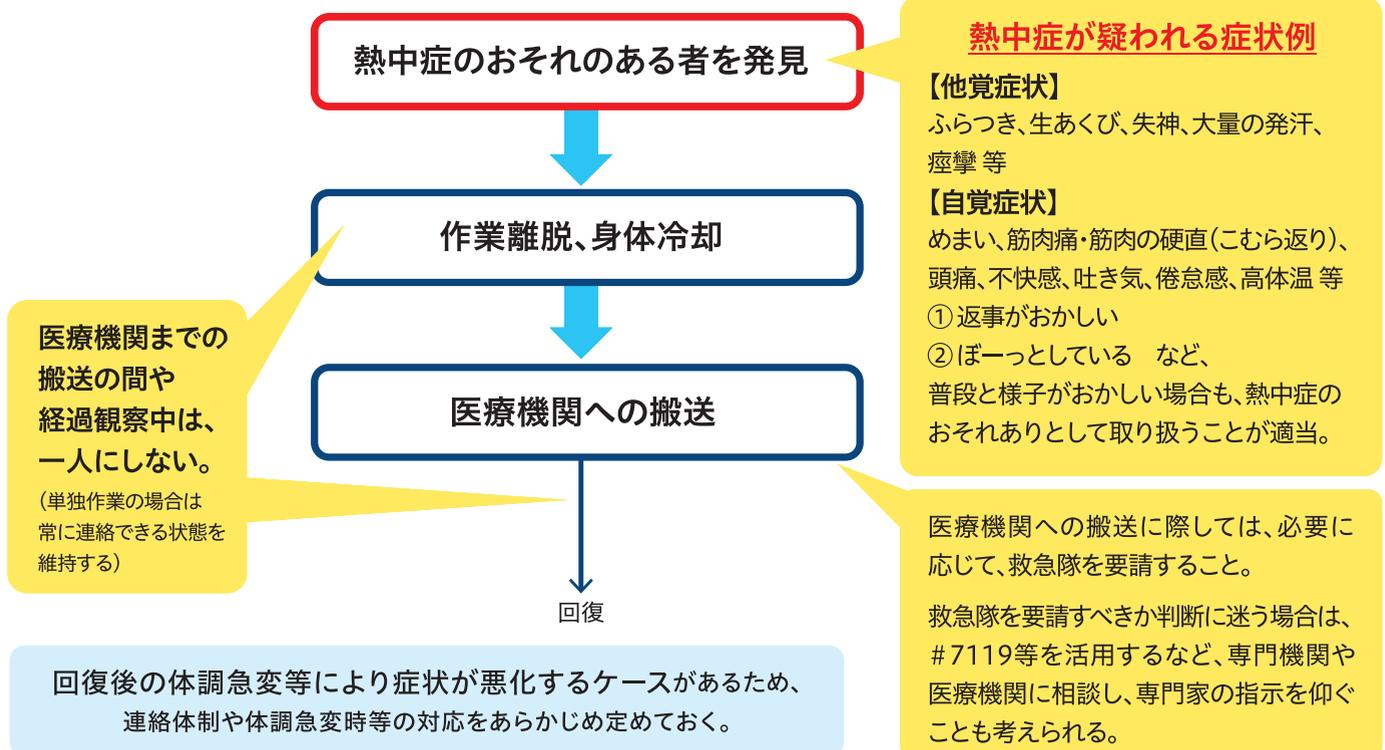
熱中症のおそれのある者に対する処置の例 フロー図 ①

※これはあくまでも参考例であり、現場の実情にあった内容にしましょう。



熱中症のおそれのある者に対する処置の例 フロー図 ②

※これはあくまでも参考例であり、現場の実情にあった内容にしましょう。



STOP!

熱中症 クールワーク キャンペーン



職場での熱中症により近年は、
一年間で約30人が亡くなり、
約1,000人以上が4日以上
仕事を休んでいます。



◀キャンペーン実施要項

キャンペーン期間

4月

5月

6月

7月

8月

9月

準備

重点取組

準備期間 4月 にすべきこと

きちんと実施されているかを確認し、
☑チェックしましょう。

労働衛生管理体制の確立



事業場ごとに熱中症予防管理者を選任し
熱中症予防の責任体制を確立

暑さ指数(WBGT)の把握の準備



JIS規格に適合した暑さ指数計を
準備し、点検

作業計画の策定



暑さ指数に応じた休憩時間の確保、作業中止
に関する事項を含めた作業計画を策定

設備対策の検討



暑さ指数低減のため簡易な屋根、通風
または冷房設備、散水設備の設置を検討

休憩場所の確保の検討



冷房を備えた休憩場所や
涼しい休憩場所の確保を検討

服装の検討



透湿性と通気性の良い服装を準備、送風や
送水により身体を冷却する機能をもつ服の
着用も検討

教育研修 の実施



管理者、労働者に
対する教育を実施

ガイド・教育動画

e-learning



緊急時の対応の事前確認



緊急時の対応(異常時における連絡体制や
対応手順等)を確認し、関係者に周知

【主唱】厚生労働省、中央労働災害防止協会、建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会、一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会、一般社団法人全国警備業協会【協賛】公益社団法人日本保安用品協会、一般社団法人日本電気計測器工業会【後援】関係省庁(予定)

キャンペーン期間 5月～9月 にすべきこと



環境省
熱中症予防情報
サイト



STEP
1

暑さ指数の把握と評価

JIS規格に適合した暑さ指数計で暑さ指数を随時把握
地域を代表する一般的な暑さ指数(環境省)を参考とすることも有効

STEP
2

測定した暑さ指数に応じて以下の対策を徹底



暑さ指数の低減

準備期間に検討した設備対策を実施



休憩場所の整備

準備期間に検討した休憩場所を設置



服装

準備期間に検討した服装を着用



作業時間の短縮

作業計画に基づき、暑さ指数に応じた休憩、
作業中止



プレクーリング

作業開始前や休憩時間中に深部体温を下げる



水分・塩分の摂取

水分と塩分を定期的に摂取(水分等を携行
させる等を考慮)



暑熱順化への対応

熱に慣らすため、7日以上かけて作業時間の
調整
※新規入職者や休み明け労働者は別途注意
すること



健康診断結果に基づく対応

次の疾病を持った方には医師等の意見を踏
まえ配慮 ①糖尿病 ②高血圧症 ③心疾患
④腎不全 ⑤精神・神経関係の疾患 ⑥広範囲
の皮膚疾患 ⑦感冒 ⑧下痢



日常の健康管理

当日の朝食の未摂取、睡眠不足、前日の多量
の飲酒が熱中症の発症に影響を与えることを
指導し、作業開始前に確認



作業中の労働者の 健康状態の確認

巡視を頻繁に行い声をかける、「バディ」を組ませる
等労働者にお互いの健康状態を留意するよう指導



異常時の 対応

あらかじめ作成した連絡体制や対応手順等の周知徹底
少しでも本人や周りが異変を感じたら、あらかじめ作成した連絡体制や対応手順等に基づき適切に対応
※必ず一旦作業を離れ、**全身を濡らして送風する**ことなどにより身体を冷却
※症状が回復しない場合は躊躇なく病院に搬送する(症状に応じて救急隊を要請)

重点取組期間

7月

にすべきこと



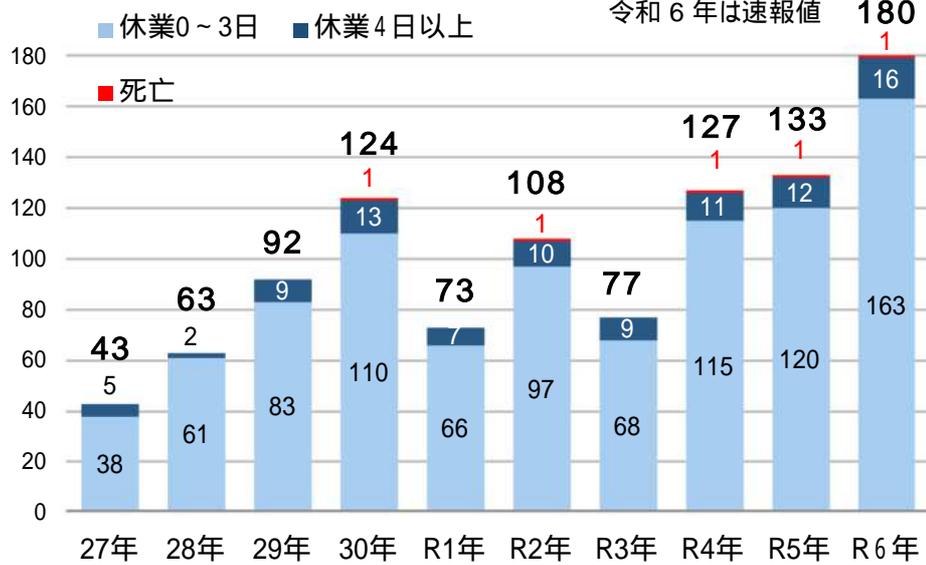
- ☐ 暑さ指数の低減効果を再確認し、必要に応じ対策を追加
- ☐ 暑さ指数に応じた作業の中断等を徹底
- ☐ 水分、塩分を積極的に取らせ、その確認を徹底
- ☐ 作業開始前の健康状態の確認を徹底、巡視頻度を増加
- ☐ 熱中症のリスクが高まっていることを含め教育を実施
- ☐ 体調不良の者に異常を認めるときは、躊躇することなく救急隊を要請



大分県の職場における熱中症発生状況

労働者死傷病報告、療養の給付申請書等により把握した件数。 「過去3年」は令和4年、令和5年、令和6年の集計値

(人) 年別 熱中症発生状況



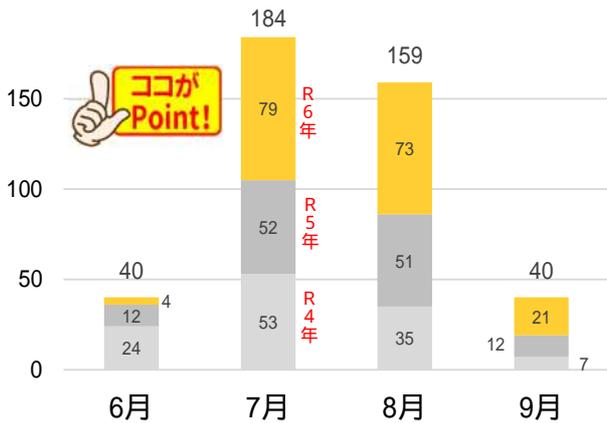
令和6年は180人が熱中症により治療を受けました。

そのうち、休業4日以上の被災者は16人で、集計を始めた平成25年以降で最多の人数でした。

令和6年は、警備業において熱中症による死亡災害が発生しました。

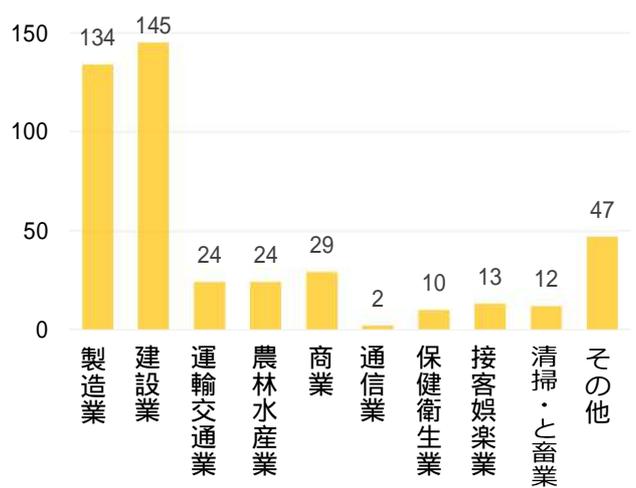
平成27年度年以降の熱中症による死亡者数の合計は5人です。

(人) 過去3年 月別 熱中症発生状況



7月と8月に集中して発生しています。このことから、重点取組期間（7月）の予防対策に万全を期して、この2か月に臨むことが重要となります。

(人) 過去3年 業種別 熱中症発生状況



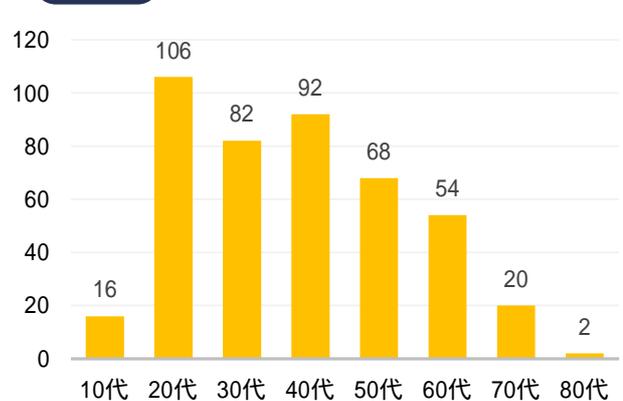
製造業と建設業の合計で、約6割を占めています。

(人) 過去3年 時間帯別 熱中症発生状況



作業開始から約2時間経過後の10時台、11時台と15時台に発生ピークが認められます。効果的な休憩取得の目安にしてください。17時以降（勤務終了後）の発症にも注意が必要です。

(人) 過去3年 労働者年齢別 熱中症発生状況



10代と20代で約3割を占めています。夏季の作業経験が少ない等の原因が考えられます。若年層に対する暑熱順化の配慮とともに、必要な教育を確実に実施していただくようお願いします。

熱中症による死亡災害発生状況（過去5年間）

	発生年月	業種	発生時刻	年齢	経験年数
1	R 2年 7月	清掃・と畜業	16時台	40代	10年
	産業廃棄物中間処理場の屋外で、不燃物の分別作業中、倒れているところを発見され、翌日、熱中症により死亡した。				
2	R 4年 7月	製造業	17時台	40代	2か月
	クリーニング工場における寝具の仕分け作業終了後、工場内の通路に倒れているところを発見され、同日、熱中症により死亡した。				
3	R 5年 7月	建設業	19時台	50代	2年
	土地造成工事現場で作業をして帰宅したが、同日夜に救急搬送され、熱中症により死亡した。				
4	R 6年 8月	警備業	15時台	50代	2年
	道路改良工事現場で交通誘導を行っていたところ、熱中症により倒れ、翌日に死亡した。				



全国の職場における熱中症発生状況

